

災害対策

一次避難所の水道管耐震化来年度95%へ 荒川区が「災害時給水方針」を策定…



「災害時給水方針」を策定しました。これは、一次避難所につながる

区は、大地震などの災害時に「飲料水及び生活用水の確保は、被災者の生命維持及び衛生的な生活の確保を図るうえで極めて重要」とし今回「災害時給水方針」を策定しました。

これまでの災害時の飲料水などの給水は、2カ所の給水拠点（左表）から各地域の給水拠点（町屋地域は第7峡田小、大門小）に給水車等で搬送、そこから各避難所（二次避難所や福祉避難所等）に送る方法でした。

今回新たに加わったのは、「消火栓を利用した仮設給水栓による給水」です。これは、一次避難所につなが

**耐震化で消火栓を使った給水が可能になります…
飲料水、生活用水確保のため水道管耐震化を急ぐべき**

横山幸次

日本共産党荒川区議会議員

区政報告
ニュース

721

2019年1月27日
発行 日本共産党区議団
3802-4627
fax 3806-9246
arajcp@tcn-catv.ne.jp

横山区議事務所
荒川区町屋5-3-5
3895-0504
Eメールアドレス
kouji.office@gmail.com

荒川区政の各種情報・
話題など…横山幸次区議
のホームページをご覧ください。

| 設置場所 | 所在地 | 規模 |
|--------|---------|--------------|
| 南千住給水所 | 南千住8丁目 | 33,300立方メートル |
| 日暮里南公園 | 東日暮里5丁目 | 1,500立方メートル |

東京都は、大規模開発中心から 水道管耐震化など生活関連優先に

東京都は、2兆円をつぎこむ外環道の延伸はじめ巨大開発に巨額の税金つぎこもうとしています。



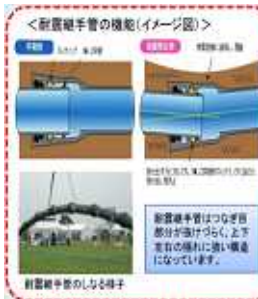
その一方、水道管の耐震化については、荒川区内で40%程度です。ここ数年あまり進展していません。水道管耐震化は、飲料水・生活用水確保にとどまらず、消火活動にも大きく貢献します。また災害時に自宅にとどまっている方の給水も確保されます。

東京都は「予算がない」といっています。しかし巨大開発には税金をつぎ込み、最近では築地市場跡地に大会議場・カジノも視野に入れているなどの報道も見られます。しかし今やるべきは、都民の命と財産を守るためにこそ税金を使うべきです。東京都は、荒川区の災害危険度が高いと「認定」しています。だったら木造密集地域の改善や水道耐震化にこそ思い切って予算をつけるべきではないでしょうか。



消火栓のスタンドパイプにつなげた仮設給水栓

00%になれば
消防水利も含め
災害時の多くの
課題が解決する
ことになりまし



※東日本大震災でも耐震化された水道管による断水はなかった



| | | |
|----------------------|------|-----------------------|
| 旅館・ホテル営業 | 敷地面積 | 78.77 m ² |
| 53.74 m ² | 延べ面積 | 150.60 m ² |
| 79.29 m ² | 水造 | 基礎工法 |
| 地上1~2階 | 高さ | 9.67 m |



も旅館営業ができる

まわりの話題あれこれ
本造住宅密集のこんなところに「旅館 ホテル」が…？
住環境やコミュニティの保全ができるのか問われます

先日、町屋4丁目の住民の方から「旅館営業計画のお知らせ」という標識が出ていると知らされました。地番を確かめ、現地に行くと標識を確認しました。そこは、通りというより、路地といった方がよいような場所です。私もよく通るところですが、新たに「アパート」が建設されているなどといった認識でした（上下写真の白い）。

表には、集合ポストも設置され、どう見てもアパートです。国の規制緩和で、マンションの一部屋でも旅館営業ができる

（横山幸次）

裏面 区政トピックス、消費増税問題…など

定例法律相談会

2月5日(火)
(弁護士の都合で火曜に変更)

横山事務所18時~20時

弁護士と横山区議が相談をお受けします。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介いたします。
生活相談は、随時受付しています。
TEL&FAX 3895-0504
不在時は、留守電へ、後で連絡します。
区役所控室 3802-4627

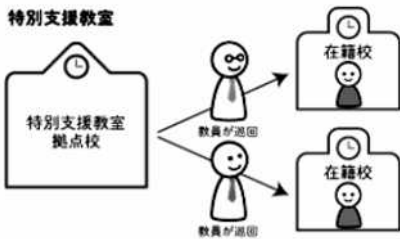


特別支援教室拠点校の増設

特別支援教室は、情緒障害や発達障害などの小学生を対象に、一人ひとりに応じてきめ細かく教育指導をする場です。2016年度までは子どもたちが支援教室設置校に出向いていましたが、現在は拠点校(第二瑞光・第四峡・尾久宮前)から教師が、それぞれの学校に出かけ、巡回指導を行っています。

日本共産党区議団は支援教室の利用者も増え、巡回教師の負担も重くなっている。児童の発達支援充実のために増設すべきと言ってきましたが、第二日暮里小学校に拠点校を増設することになりました。

| 現行 | 拠点校増後 |
|------------------------------------|--------------------------|
| 【二瑞:担当7校】 | 【二瑞:担当6校】 |
| 瑞光・二瑞・三瑞・六瑞 汐入・汐入東・三峡 | 瑞光・二瑞・三瑞・六瑞 汐入・汐入東 |
| 【四峡:担当9校】 | 【四峡:担当7校】 |
| 峡田・二峡・四峡・五峡 七峡・九峡・二日・三日 ひぐらし | 峡田・二峡・三峡・四峡 五峡・七峡・九峡 |
| 【尾久宮前:担当8校】 | 【尾久宮前:担当6校】 |
| 尾久・尾久西・尾久六 赤土・大門・尾久宮前 一日・六日 | 尾久・尾久西・尾久六 赤土・大門・尾久宮前 |
| | 【二日:担当5校】 |
| | 一日・二日・三日・六日 ひぐらし |



各拠点校の巡回指導利用数【2018年4月1日ベースで構築】

| | 二瑞 | 四峡 | 尾久宮前 | 二日 |
|-----|----|----|------|----|
| 現行 | 75 | 99 | 89 | |
| 増設後 | 68 | 66 | 81 | 48 |

| 利用者数 | |
|--------|------|
| 2018年度 | 94人 |
| 2017年度 | 184人 |
| 2016年度 | 263人 |

2016年度は巡回指導前、17年から巡回指導開始

特別障害者手当(月26940円)を申請してみよう 在宅の要介護4・5で該当する方もいます

国の制度である「特別障害者手当」をご存知でしょうか。



ホームページを見ると要介護4・5の表記がありませんから「わが家は対象ではない」と誤ってしまうのではないのでしょうか。

また、支給制限に「施設入所」とありますが、グループホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は介護保険上は「施設」ではなく在宅と同じ扱いです。

一人ひとり、個別に状況を細かく確認して判断するので、要介護4・5で在宅の方が全て対象になるわけではありませんが、まず申請しないとわかりません。介護の経済的負担を少しでも軽減できるもので、

特別障害者手当(国の制度) 区のホームページ

【対象者】

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態の方。おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で、かつそれらが重複している方。あるいは、これらと同等の重度な精神障害、疾病の方。手帳をお持ちでない方でも同程度の障害がある方。

認定は、所定の診断書により判定します。

【支給制限】

次のいずれかに当てはまる方は受給できません。

施設に入所している。

病院、診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している。

受給者本人又は扶養義務者等の所得が、所得制限額以上のとき。

障害者福祉課障害サービス係3802-3111(内線:2683)

就学援助の基準引上げ検討 荒川区はどうするのでしょうか?

世田谷区が新年度、就学援助を拡充する方向で検討を進めています。世田谷区の検討内容は、現在の就学援助の基準(生活保護の1.24倍)を、国の高校授業料無償化基準に合わせた1.4倍まで引き上げるものです。これによって、制度の周知と合わせて、利用者は現在の2倍になると試算しています。これは、一つの合理的な考えだと思います。

日本共産党荒川区議団は、義務教育の完全無償化の実現に向け、その一歩として就学援助の基準引上げを求めています。他区の実現も調査研究し、実現を迫っていきたく思います。



世田谷区の就学援助引き上げの検討内容

就学援助制度の所得基準を、現行の基準(生活保護基準の1.24倍、給与収入約545万円)から、国の高校授業料無償化のモデル基準(生活保護基準の約1.4倍相当、給与収入約590万円)まで引き上げる。

給食費の補助は所得基準を東京都授業料無償化基準(給与収入760万円)に引上げる。

今週のデータ 消費税増税の影響は... 「リーマンショック以上」(藤井教授)

下の図表は、藤井聡 京都大学教授がホームページ上で提供しているものの一部です。藤井教授は、少し前まで内閣官房参与を務めていた方です。消費税については、容認している方でもありません。その方が、現在の経済状況を見て「消費税10%増税が日本経済を破壊する」と厳しく警告しているのです。真摯に経済の実態を見た研究者のホームページをのぞいてみてはいかがでしょうか。

消費増税自体が「リーマンショック以上」である。



図1 実質民間最終消費支出の推移

*内閣府統計より作成。
*年換算伸び率は、ショックによる落ち込みが打ち消した四半期から、次のショックが起きた直前の四半期までの実質民間最終消費支出の伸び率を年換算したもの。(消費税5%ショックの前については、現基準での統計が開始されている1994年1.1.1日以前に編み込まれた1997年1.1.1日時点のデータも使用済み。P.15.)